



新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う電話再診について

新型コロナウイルス感染拡大を受け、厚生労働省より電話再診による処方箋発行を認める通知が出されました。これを受け、当院でも特別措置として当面の間、該当する患者さんへの電話による再診・処方箋の発行を行うことに致しました。

【電話による再診・処方せん発行の対象となる方】

・慢性的な疾患で当院を定期的を受診されている方（初診の方は対象になりません）

例) 白内障、ドライアイ、落ち着いている緑内障、花粉症をはじめとするアレルギー性結膜炎など慢性疾患の患者さん

※ 対象となるお薬はいつも処方されているお薬のみです

※ 医師が「対面診療が必要」と判断した場合は対象外です

【受付時間】

・診療受付時間内に電話をおかけ下さい

※ 混雑時は対応にお時間がかかることもありますが、あらかじめご了承ください

【電話再診の流れ】

電話をおかけになる前にご準備いただくもの

- ① 診察券 (カルテ番号確認のため。お持ち出ない場合は生年月日、お名前で検索します)
- ② 健康保険証
- ③ 折り返し先の電話番号
- ④ かかりつけ調剤薬局の名前 (原則、いつも定期的に処方を受けている薬局)

↓

上記①～④を用意し、当院電話番号 (096-365-2200) へお電話下さい

↓

「電話再診をお願いしたい」とお伝え下さい

↓

当院でカルテ内容を確認した後に折り返し担当医師から患者さんに電話し診察 (電話診察) 致します

※ 電話再診の時間はご希望をお伺い致しますが、外来診療・治療の状況により期待に添えない場合がございます。



【電話再診終了後】

・医師による電話再診終了後、処方箋を発行し、当院よりかかりつけ調剤薬局に FAX し、処方薬の準備を行っていただきます

↓

方法 A

当院に立ち寄り、電話再診に関する診療代（電話再診料・処方箋料）を支払うと同時に受付で処方箋の原本をもらい、その後、かかりつけ薬局に伺って準備してあるお薬をいただく。

方法 B

当院からかかりつけ調剤薬局に処方箋原本を送付(郵送)し、調剤薬局に受け取りに行く。電話診察当日を含む 4 日以内には調剤薬局に受け取りに行ってください（処方箋の有効期限が発行日当日を含め 4 日のため）。

その場合、当院への電話再診に関する診療代は、①次回受診日での支払、あるいは②代理の方による当院への直接持参での支払、のいずれかになります。

※ いずれの場合も、健康保険証（原本・コピー不可）とお薬手帳をご持参ください